

東京電力(株) 福島第一原子力発電所

不適合管理委員会報告情報
平成18年6月30日分

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	・安全上重要な機器等の軽度な故障(技術基準に適合する場合) ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	・日常小修理 など

平成18年6月30日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：

No.	号機等	不適合件名	備考
1	1号機	廃液収集ポンプにおいて、グランドパッキン締めしろの減少が認められたため、当該グランドパッキンを交換	
2	2号機	復水脱塩装置用硫酸ポンプ(A)の入口弁(V-32-C-15)において、動作不良(固着)が認められたため、当該弁を点検・修理	
3	3号機	流量計のループ構成計器間の整合性確認作業において、非常用ガス処理系空気流量(FE-76-195・196)等の計器仕様書の記載内容に誤記が認められたため、誤記を訂正及び関係者に周知	6/29区分Ⅱ-NO.1 関連不適合
4	3号機	炉心スプレイポンプ(A)潤滑油クーラにおいて、水室プラグ部より水のリーク(1滴/秒)が認められたため、当該部を点検・修理	
5	3号機	主復水器細管洗浄装置(A系)ボール捕集器差圧計において、指示不良が認められたため、当該差圧計を点検・校正	
6	3号機	原子炉建屋及び廃棄物処理建屋の排気ファン出口試料採取盤流量計(FI-59-79・20)において、汚れが認められたため、当該流量計を点検・清掃	
7	3号機	燃料プール排気ダクト修理後の通水確認時、埋設ダクトとの接続部より、微量な水のリークが認められたため、当該接続部を点検・修理	
8	3号機	1・5号機可燃性ガス濃度制御系流量計の不適合に鑑み、流量計の健全性を確認していたところ、流量計(FE)計器仕様書の標準気体容量計算条件に不整合が認められたため、対応検討	6/29区分Ⅱ-NO.1 関連不適合
9	4号機	原子炉建屋及び廃棄物処理建屋の排気ファン出口試料採取盤流量計(FI-59-125・243)において、汚れが認められたため、当該流量計を点検・清掃	

その他:

No.	号機等	不適合件名	備考
10	5号機	開閉所碍子洗浄装置排水弁(V-41-Z17・Z29)の点検時、配管フランジボルト及びナットネジ部に摩耗が認められたため、当該ボルト及びナットを交換	
11	5号機	開閉所壁貫通ブッシング用防災放水弁(MO-41-MV11)の点検時、ボトムフランジ取付ボルト及びナットネジ部に腐食が認められたため、当該ボルト及びナットを交換	
12	5号機	タービン建屋天井クレーン主巻・補巻電動機の点検時、負荷側カップリングボルト(各1本)にかじりが認められたため、当該ボルトを交換	
13	集中環境施設	焼却建屋1階ドラム搬入室において、エリア放射線モニタ(CH. 21)に「放射能高」の誤警報が発生したため、原因を調査	
14	集中環境施設	濃縮廃液系床ドレン供給ポンプにおいて、出口側ドレン配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	
15	集中環境施設	濃縮廃液系再生廃液供給ポンプ(A)において、出口側ドレン配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	
16	集中環境施設	濃縮廃液系再生廃液供給ポンプ(C)において、出口側ドレン配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	
17	その他	使用済燃料共用プール補機冷却系プロセス放射線モニタ(A・B)記録計において、記録紙の送り不良が認められたため、当該記録計を点検・修理	
18	その他	運用補助共用施設排気プロセス放射線モニタ(A・B)記録計において、記録紙の送り不良が認められたため、当該記録計を点検・修理	

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話: 0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで